

# 報道資料

令和2年5月1日

奈良県総務部税務課

【自動車税種別割】課税係 担当：川本、松本  
内線 2241 ダイヤルイン 0742-27-8853

【徴収猶予】徴収対策係 担当：野田、中西  
内線 2236 ダイヤルイン 0742-27-8365

## 自動車税種別割の納期限のお知らせ ～納期限は6月1日（月）です～

- ◎5月1日付けで自動車税種別割の納税通知書（約33万6千通）を発送します。
- ◎令和2年度の自動車税種別割の収入予算は148億8,900万円（県税全体の収入予算約1,213億円）で、県税収入予算の約12.3%を占めます。法人数が少なく、県外消費が多い本県にとって、自動車税種別割は非常に重要な自主財源の一つです。
- ◎納税者のみなさまには、「住みよい奈良県」をつくるためにも、下記の「新型コロナウイルス感染症対策」をご検討・ご活用いただき、可能な限り、納期限の6月1日（月）までに納付していただきますようお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症対策として

#### スマートフォン決済で窓口混雑を緩和

県民のみなさんの利便性向上のため、令和2年4月1日から、県税の納付にスマートフォン決済を導入しました。利用登録されている下記のスマートフォン決済アプリケーションから、県税の納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで納付できます。

PayB, PayPay, LINE Pay  
スマホアプリの利用方法については、各アプリ提供事業者のホームページ等を確認して下さい。



#### 県税の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、事業等の収入に相当の減少があった場合は、徴収猶予の「特例制度」として、申請により無担保、延滞金なしで1年間、徴収の猶予を受けることができます。（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」）

対象となる方は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ、一時に納付することが困難な方です。

自動車税種別割に関する申請期限は、原則として令和2年6月30日です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

【自動車税種別割の課税に関する問い合わせ先】

奈良県自動車税事務所 自動車税第一課

Tel 0743-51-0081

【自動車税種別割の徴収猶予の問い合わせ先】

奈良県自動車税事務所 徴収課

Tel 0743-51-0082